

# 入院したときの利用資格の取扱いの見直しについて

本事業は、在宅の要介護者を対象にするサービスであるため、御利用者に「入院」「入所」「市外転出」などがあった場合は、利用資格が喪失します。

「入院」について、現行は、入院期間に関係なく、月末をまたぐ入院をした場合に利用資格喪失としています。平成30年4月1日以降は、原則として（※）、入院期間が3カ月を経過したときに利用資格が喪失となるよう見直します（詳しくは、以下参照）。

つきましては、見直しの内容を御確認いただき、御利用者の入院があった場合には、速やかに市（高齢課）に御連絡くださいますようお願いいたします。

## 1 見直しの内容

### (1) 入院したときの利用資格の喪失基準

現行	見直し後
入院期間の長短に関係なく、 <u>入院が月末をまたいだとき</u> に、入院日に遡って利用資格を喪失	<u>原則として（※）、入院期間が3カ月を経過したとき</u> に、入院日に遡って利用資格を喪失

※ 3カ月が経過した時点で退院日が決まっており、間近（1週間以内）の場合は、その退院日までは喪失を猶予します。

### (2) 施行日

平成30年4月1日（平成30年3月31日までに入院した人は、現行の基準によります。）

## 2 入退院時の手続き

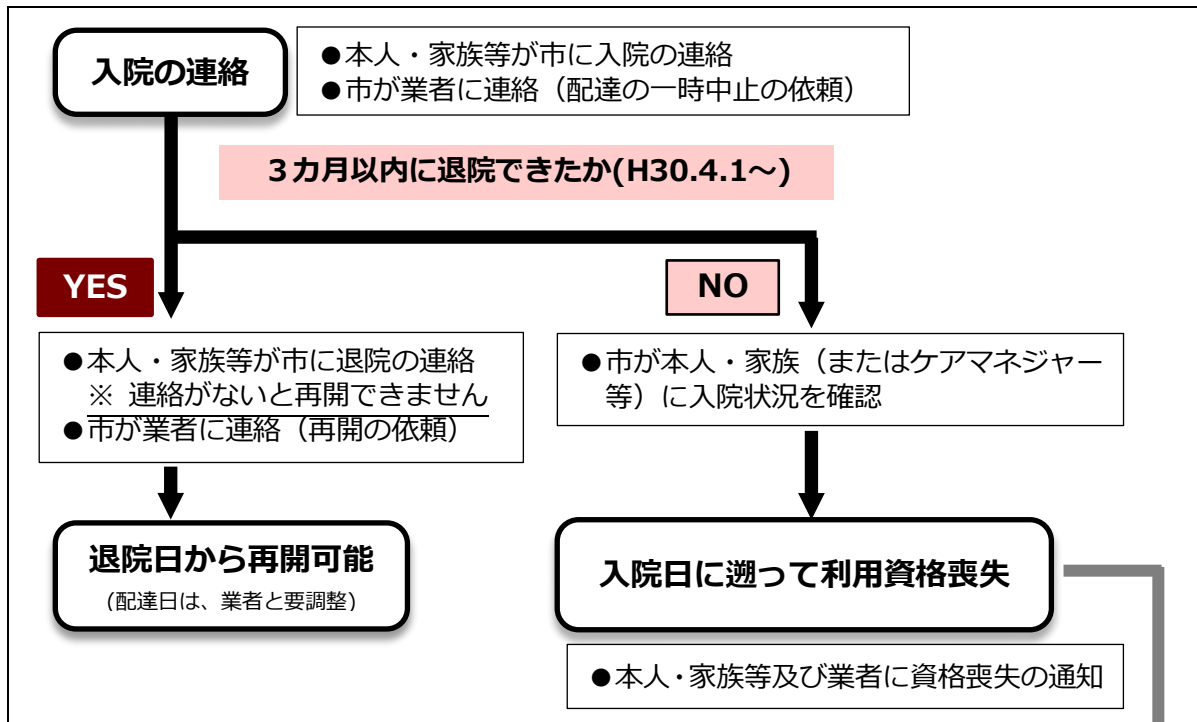
裏面参照

お問い合わせ先  
・連絡先

春日市 高齢課 高齢者支援担当  
TEL (092)584-1111 FAX (092)584-3090

## 入退院時の手続き

入院・退院時には、必ず市に連絡をお願いします



(例) 4/10 入院、7/5 退院 (= 3カ月以内の退院)

→ 資格は喪失しません (ただし、入院中は給付を受けられません。)

退院日から再開可能です (配達日は業者と要調整)。

◆利用資格が喪失した後に退院し、給付を再開する場合の手続き 現行から変更なし

